

自立支援協議会について



1. 自立支援協議会の概要
2. 自立支援協議会と相談支援の関係性
3. 自立支援協議会の運営の視点

神奈川県立保健福祉大学
行實志都子(ゆきざねしづこ)

地域自立支援協議会って何？

- 人と人をつなぐこと
- 地域の暮らし続けられるまちを作るためのしくみを発案して実働していくこと
- 障害の関係者以外の人ともつながること
- 要求とそれを受け止める関係ではない
- 同じテーブルに座って、一緒に汗をかきながら、知恵を出し合っていく、動いていく
- 対立ではなく協働



地域自立支援協議会とは

第1 目的

自立支援協議会は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。



1. 自立支援協議会の概要

- 現在は自立支援協議会（以下，協議会）は，障害者総合支援法（支援法）に位置付けられている

- 支援法ってどんな法律なのか？

障害者及び障害児が**基本的人権**を享有する**個人としての尊厳**にふさわしい**日常生活**または**社会生活**を営むことができるように，サービスを給付して障害の有無にかかわらず国民が相互に**人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現**

1. 自立支援協議会の概要

- 基本的人権って？
- 個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むって？
- 障害の有無にかかわらず国民が相互に人権と個性を尊重して安心して暮らす地域社会の実現？



つまり、障害者が生活しやすいようにサービスすることかな。

障害者って、どんな人だと
考えますか



- 障害者の定義は

1975年 障害者権利宣言

身体的または精神的な能力不全のため通常の生活確保することが困難

1980年 国際障害者年行動計画

特別な集団ではなく、普通のニーズを満たすのに特別な困難をもつ **普通の市民**

基本的人権とは

人間が人間として**当然もっている基本的な権利**。
近代初頭では、国家権力によっても制限されえない思想の自由・信教の自由などの**自由権**を意味したが、20世紀になって、自由権を現実的に保障するための**参政権**を、さらに国民がその生活を保障される**生存権**などの**社会権**をも含めていう場合が多い。**日本国憲法は、侵すことのできない永久の権利としてこれを保障している。人権。基本権。**



典型的なものに、25条の定める「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を挙げることができます。

1. 自立支援協議会の概要



基本的人権があるから、誰でも健康的で文化的な最低限の生活ができるってことだね。

そのために、サービスなどその人にあった支援をするということだね。

ただ、サービスを提供するだけでなく、その人に必要なサービスとは何かを考えていくために、協議会があります。それが、最初の「人と人をつなげる」「地域で暮らして続けられるまちをつくるしくみを発案して実働していく」ことになります。

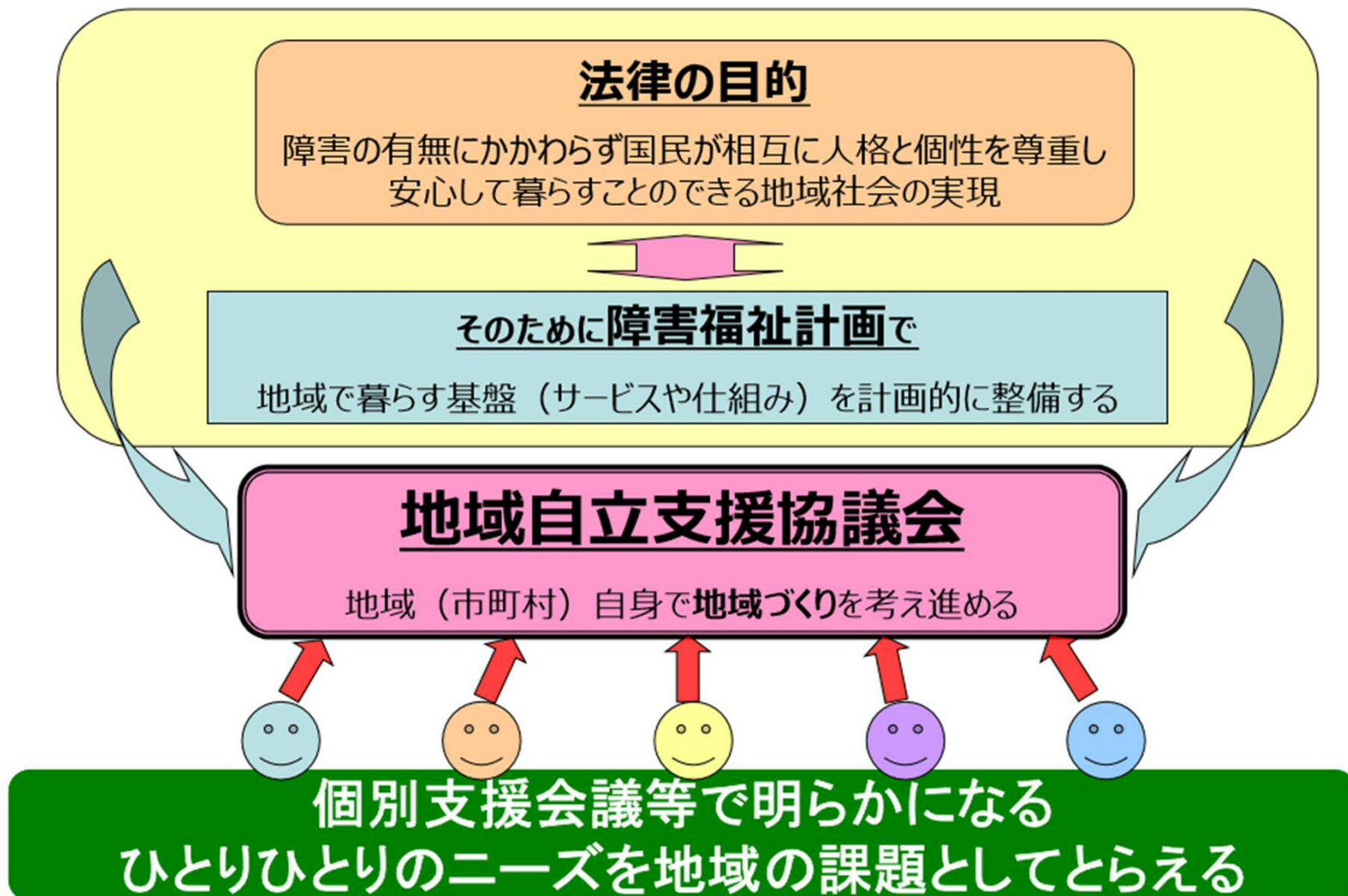


1. 自立支援協議会の概要

支援法と協議会の関係は以下の図のとおりですが、もう少し協議会について説明していきます。



障害者総合支援法と自立支援協議会



1. 自立支援協議会の概要

自立支援協議会の機能

| | |
|--------|---|
| 情報機能 | - 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 |
| 調整機能 | - 地域の関係機関によるネットワーク構築 - 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整 |
| 開発機能 | - 地域の社会資源の開発、改善 |
| 教育機能 | - 構成員の資質向上の場として活用 |
| 権利擁護機能 | - 権利擁護に関する取り組みを展開する |
| 評価機能 | - 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 - サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 - 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用 |

「自立支援協議会の運営マニュアル（日本障害者リハビリテーション協会）」

この6つの機能が、障害者とその関係者以外の人をつなぐことを助け、一緒に汗をかくことです。

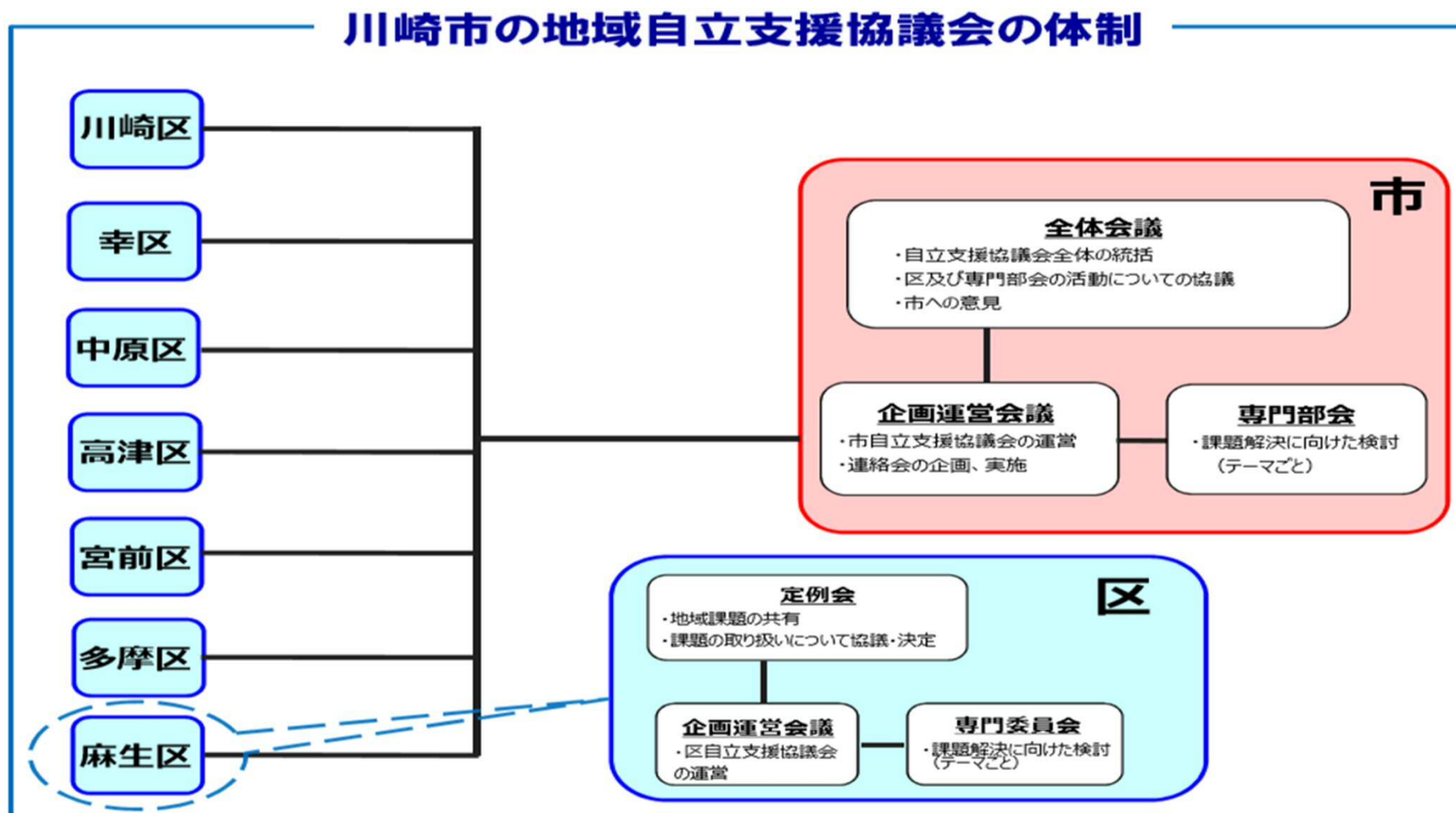
情報って、そんな専門的な情報だけでなく、「どこのスーパーが安い」「障害者を対応してくれる美容院は」などでもよいのです。

そして、それらを必要な障害者へ届けていく作業などをどうつなげるかなど話し合ったり、ネットワークを作っていくことが地域づくりの第一歩です。



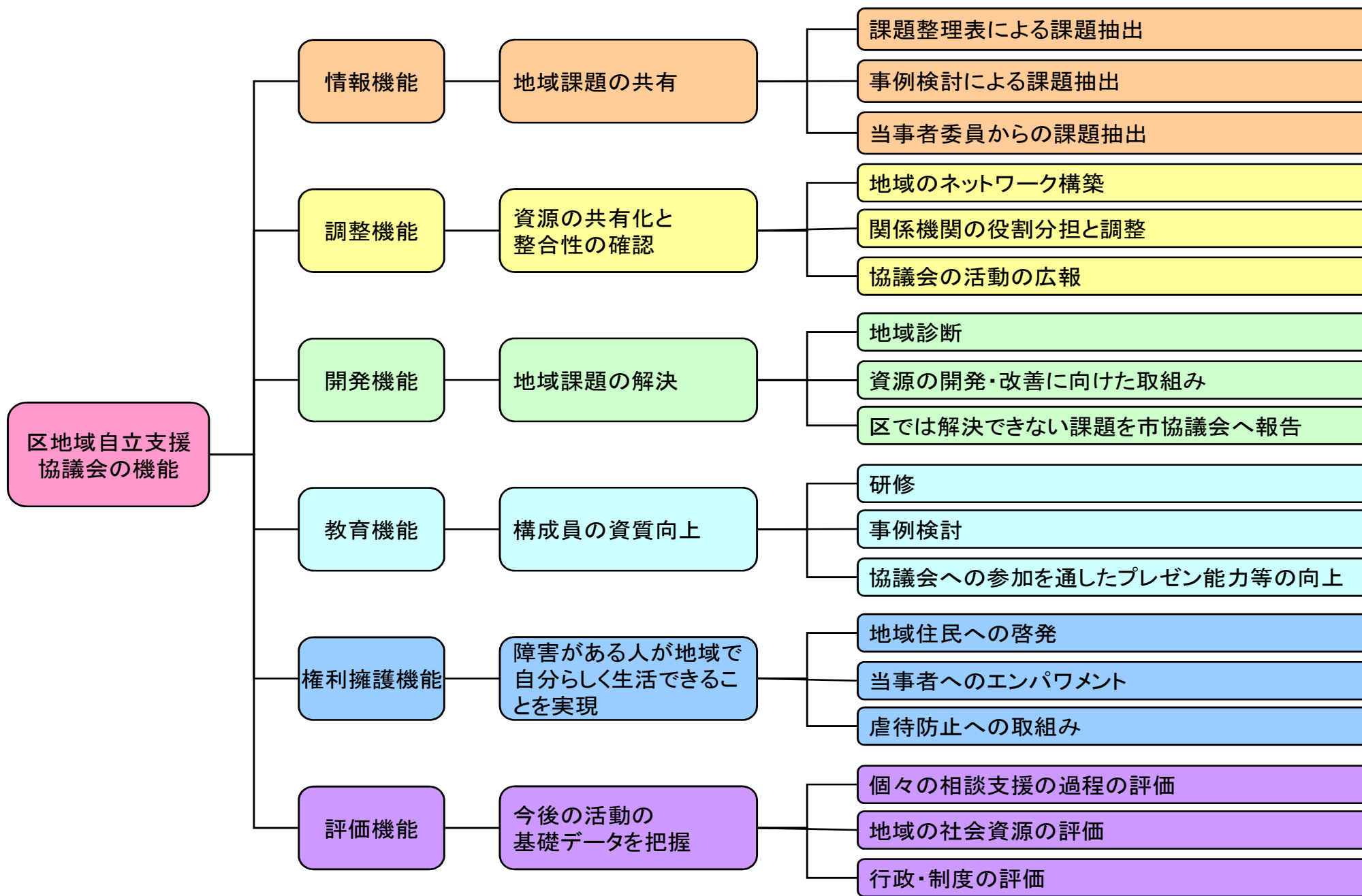
1. 自立支援協議会の概要

一般的には、市には協議会が一つあればよいが、政令指定都市の川崎市は、県と同じ仕組みになっている。だから、市の中に、区にも同じ協議会が存在する。同じ働きの協議会であるが、少し役割が違ってくる



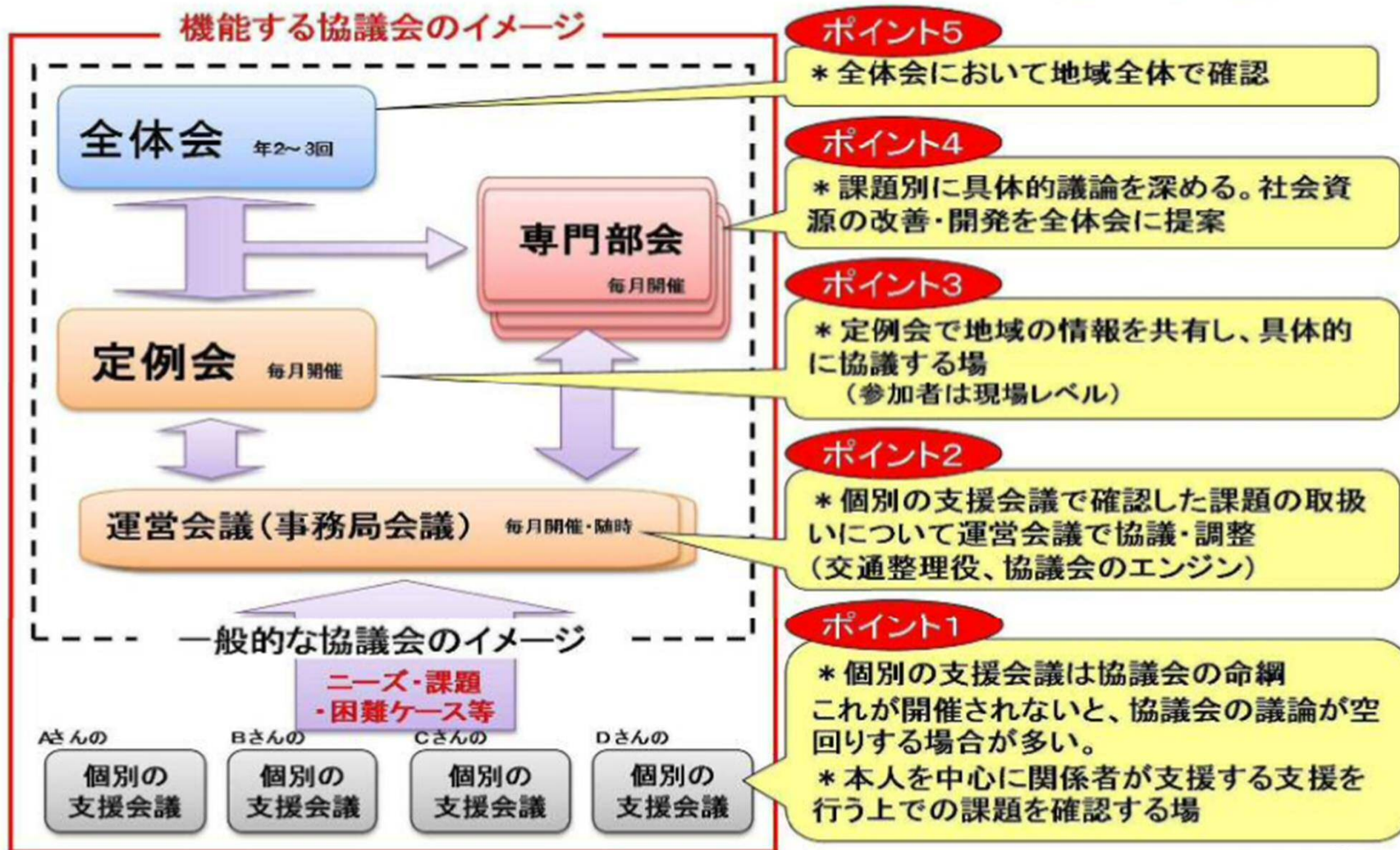
1. 自立支援協議会の概要

区地域自立支援協議会の機能



1. 自立支援協議会の概要

自立支援協議会はプロセス(個別課題の普遍化)



自立支援協議会の要とは

個別支援会議



Aさん



個別支援会議



Bさん



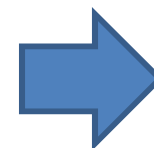
個別支援会議



Cさん



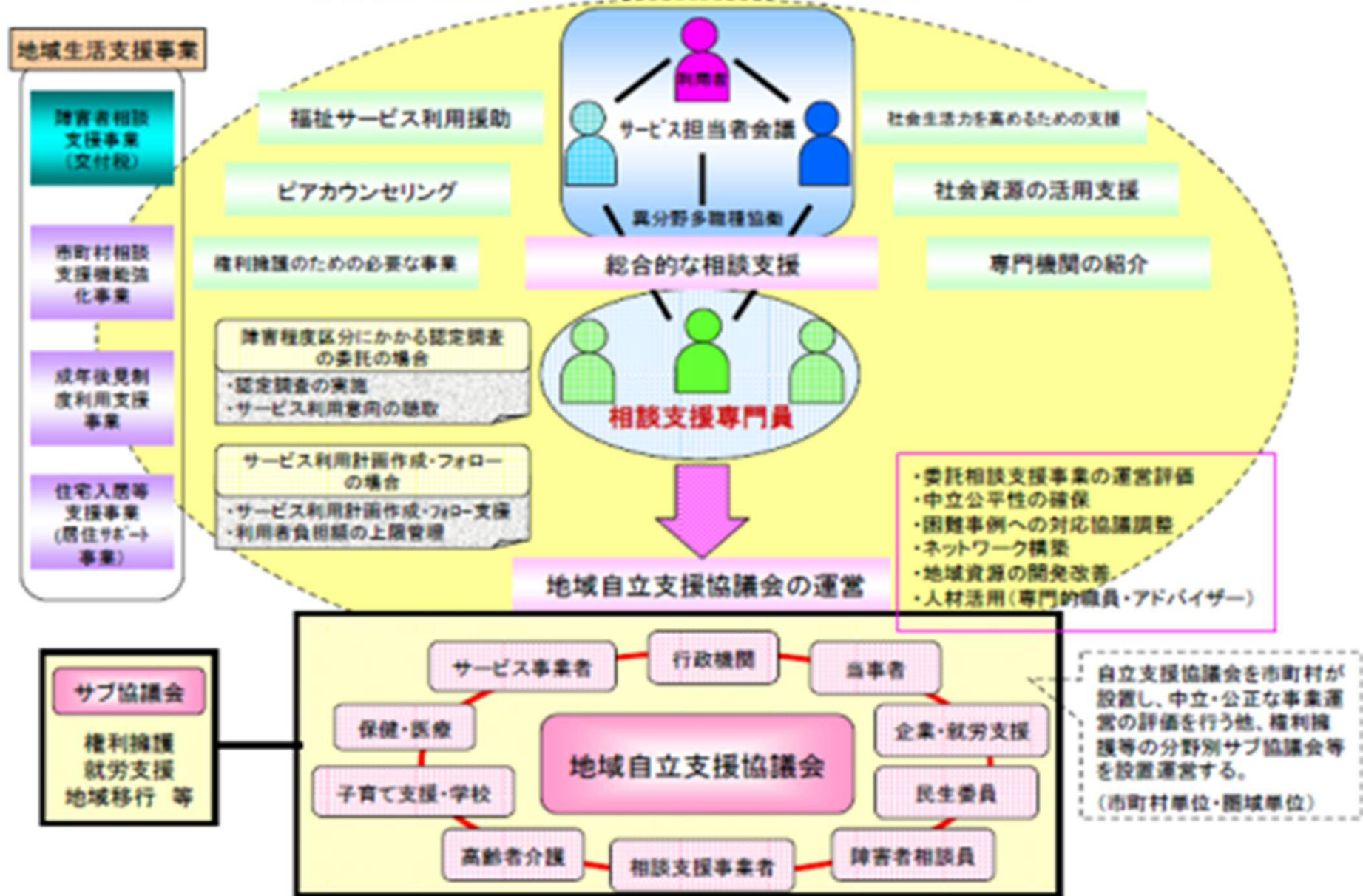
地域の共通課題
⇒ 全体会



市への意見

2. 自立支援協議会と相談支援の関係

障害者相談支援事業のイメージ



個別支援から地域の共通課題へ



ちょっと待って！

個別の支援で、相談支援ってイメージがわかるけど、地域の共通課題に結び付けるってどういうこと？

だって、対象者にはいろんな障害者や高齢者や子どもなどいるでしょう。同じ問題、課題なんて言われても…それぞれの対象者別に考えることってだったら、今までにしてきたよね、それと協議会での共通課題って違いがあるの？

2. 自立支援協議会と相談支援の関係

いいところに気づきましたね。
確かに、いろんな対象者がいて、その人たちにとっての共通課題って…
それぞれの対象者別の支援を考えればよいのではと思いますよね。
今までもそのように支援をしてきたことだし。



では、「バリアフリー」で思いつくことはありますか？

そうですね。道路の段差を無くすとか駅にエレベーターを設置するとか。車いすの障害者にとっても優しいですよ。

でも、このバリアフリーをしてみて、障害者だけが喜んだのでしょうか。

高齢者にもベビーカーのお母さんたちにも優しくなかったのではないのでしょうか。

2. 自立支援協議会と相談支援の関係

つまり

道に段差がなくなったり、エレベーターがあればいいなあって思っていたのは、障害者だけではなくたのです。

このように、

シングルマザーの子育て支援と親の介護問題を抱える人への支援などで共通問題はあるのでしょうか？

ちょっと見ただけでは、関係なさそうですね。

でもこれには「貧困問題」「就労支援」といった共通の問題が隠れている可能性があるのです。

自立支援協議会の要とは

個別支援会議



Aさん



個別支援会議



Bさん



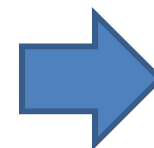
個別支援会議



Cさん

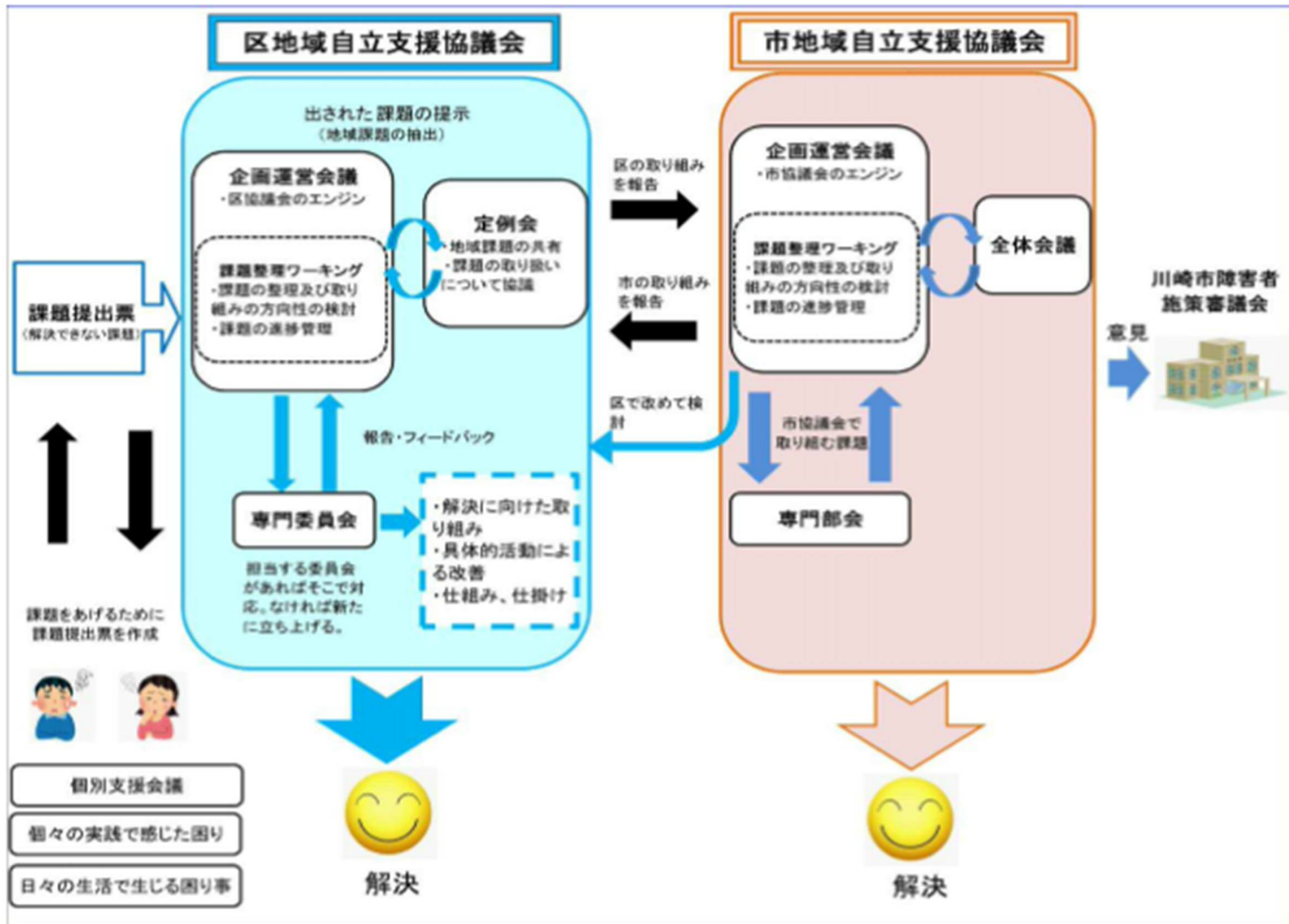


地域の共通課題
⇒ 全体会



市への提言

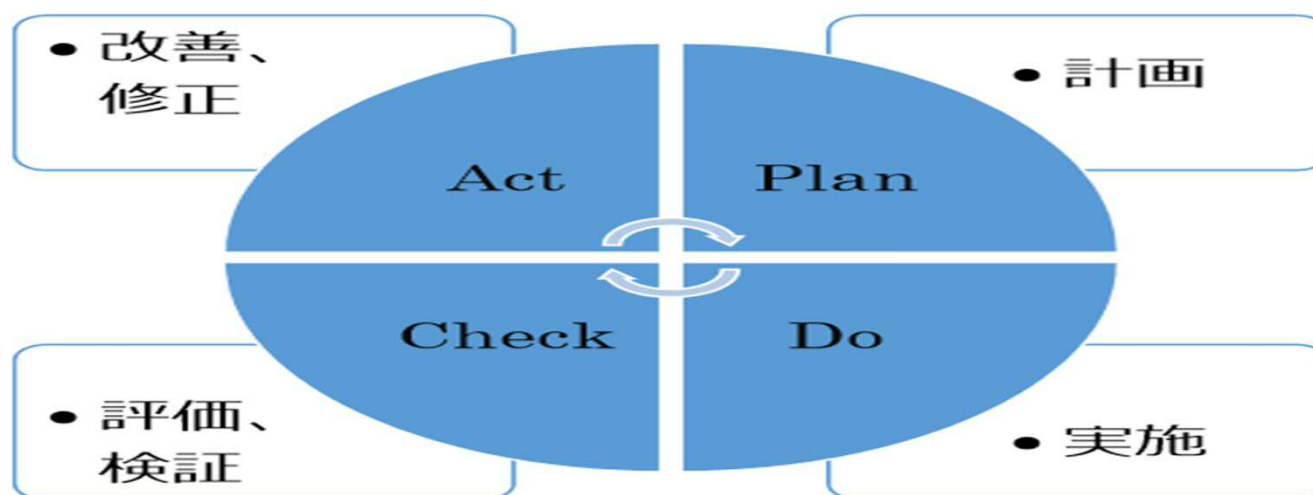
2. 自立支援協議会と相談支援の関係



3. 自立支援協議会の運営の視点

協議会で一緒に汗をかきながら、地域づくりを作っていくシステムは理解できましたか。

では最後に、そのシステムをやみくもにやっても効果は出ません。そのためには、しっかりとした準備とどの方向性に向かって進んでいくかという確認が必要です。その時に、PDCAサイクルを使っていきます。



Plan (計画)

これまでの情報から課題を見出し、何をどのように改善していくのかを計画します。

Do (実施)

計画に沿って事業を実施します。

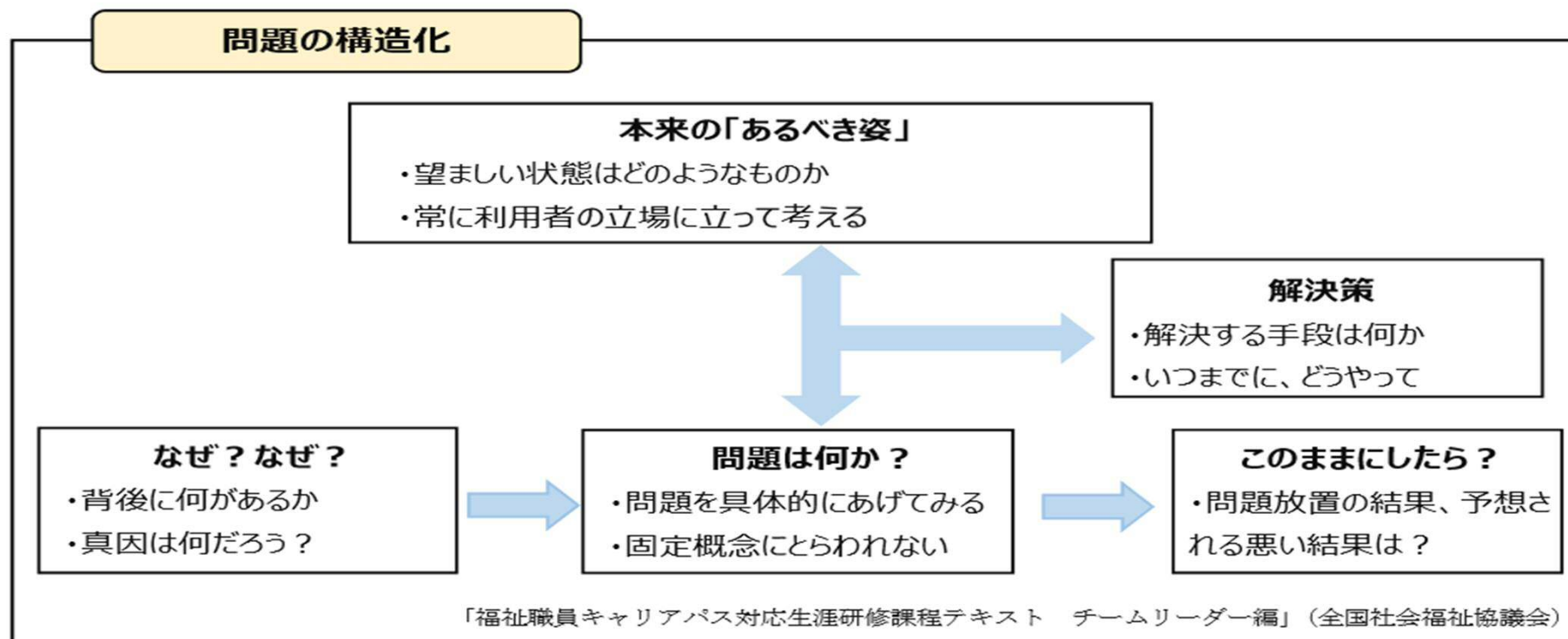
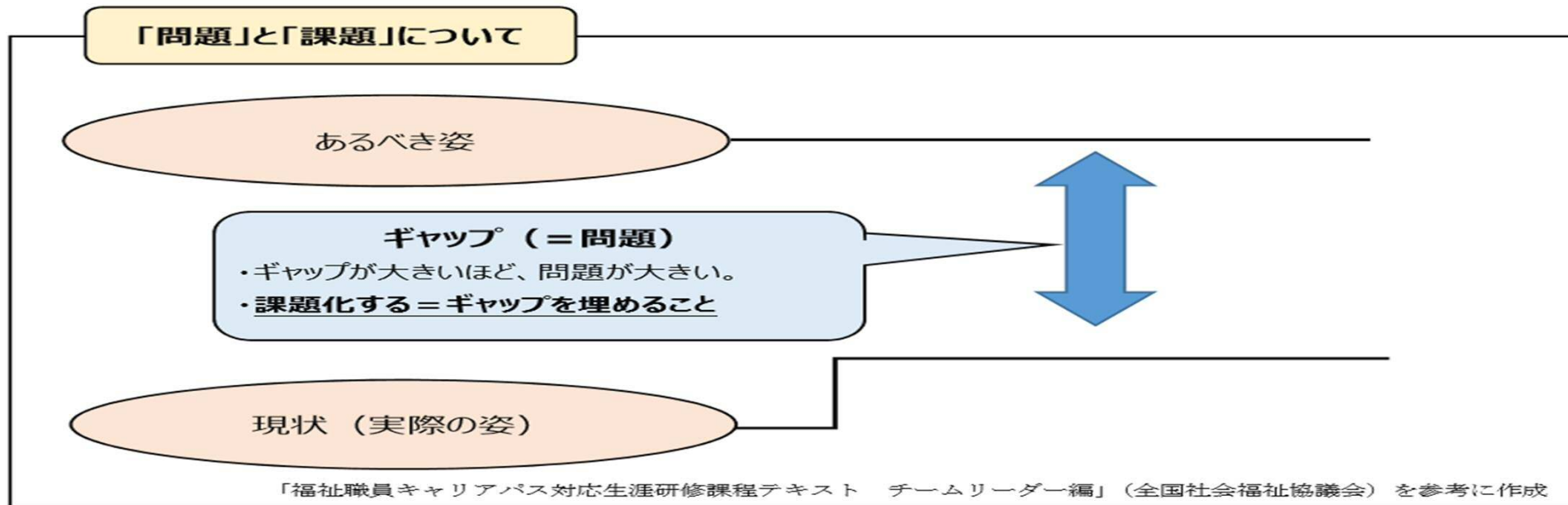
Check (評価・検証)

計画の実施状況や目標の達成状況について分析します。

Act (改善・修正)

評価・検証の結果、必要に応じて計画の変更と実施内容の修正を加えます。

3. 自立支援協議会の運営の視点

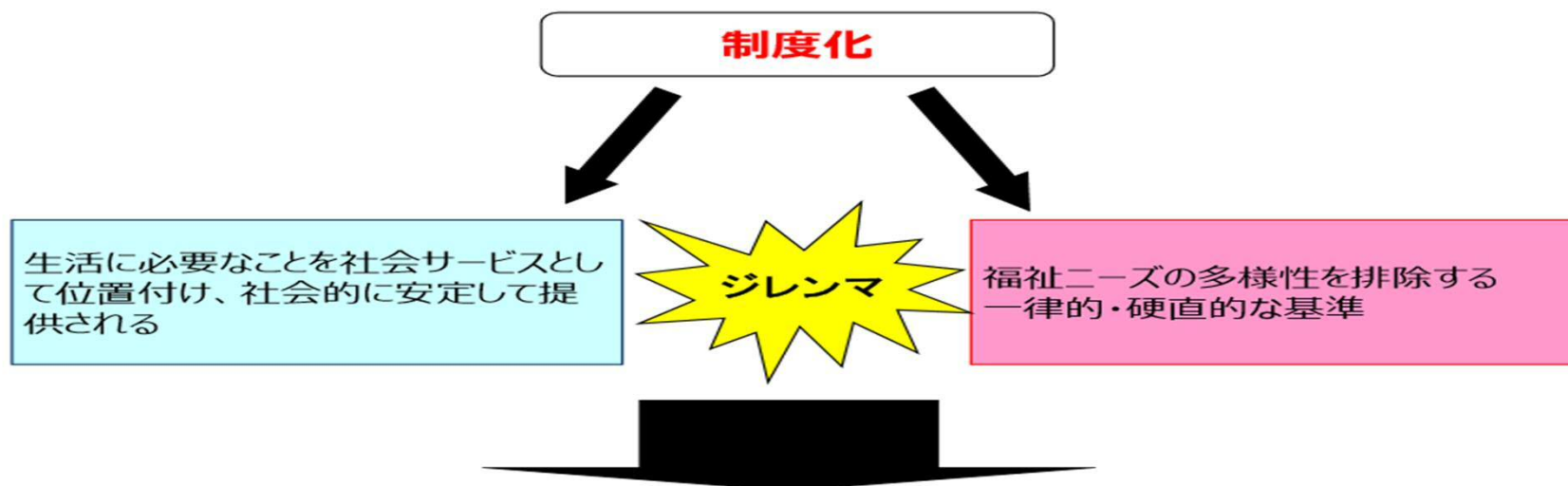


3. 自立支援協議会の運営の視点

協議会がうまく活用できて、いろんな制度ができれば、みんなの悩みが解消するね。



制度化の限界と協働の意義



行政も民間も、制度のもつ限界に常に自覚的になり、フォーマルとインフォーマルの両面での取り組みを考えることが重要。

⇒ 「対立」ではなく「協働」が求められる

残念だけれど、一概にそうとは言い切れないの。限界があるから、民間と行政と一緒に問題解決にむけて、対立ではなく協働することが重要な。



3. 自立支援協議会の運営の視点

協議会の運営は地域づくりの中核

市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- ・自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- ・他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- ・出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- ・取り組みの成果を確認する（相互に評価する）

市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場

地域で障害者を支える

厚生労働省資料

地域づくりは、短い期間でできるものではありません。みなさんの地道な顔の見える関係づくりから始まります。

つまり、人と人をつなげることから始まっていくのです。1回、2回のうまくいかなかったことなどを恐れずに、みんなで**誰もが笑顔にできるまちづくり**を行っていくことが重要です。

ご清聴ありがとうございました

